

# 大阪広域水道企業団パブリックコメント手続実施要綱（考え方）

## （目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、企業団の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を住民等に公表し、これらについて提出された住民等の意見、情報及び専門的な知識を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、企業長及び監査委員をいう。

## [考え方]

☆ 「住民等」の「等」とは、企業団の構成団体の住民のほか、有識者、利害関係人、その他意見及び情報を提出する意思を有する者・団体等のことをいいます。

## （対象）

第3条 パブリックコメント手続によらなければならない対象は、企業団の基本的な施策に関する計画、指針等の策定及びこれらの重要な改定（以下「計画等」という。）とする。ただし、迅速性又は緊急性を要するもの及び軽易なもの除去。

## [考え方]

☆ 具体的な案件が、この要綱の対象であるか否かは、意思表示を行う行政機関がこの要綱の趣旨に基づいて判断し、その判断の説明責任を負うこととします。

☆ 「迅速性又は緊急性を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経ないとまがない場合をいい、「軽易なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないもの、上位法令等にその内容が詳細に規定されていて行政機関の裁量の余地がないものなど、その内容面において最低限の例外規定を設けるものをいいます。

☆ 「企業団の基本的な施策に関する計画、指針等」とは、企業団の将来構想など、企業

団の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針など名称を問いません。

なお、国及び府の計画等との整合性を図るため策定に関して企業団の裁量の余地がないもの、特定地域を対象としたものや個別の事業実施計画、行政機関内部の方針、本要綱によるパブリックコメント手続を行う計画等に基づいて作成する実施計画などは除きます。

#### (公表の時期等)

第4条 実施機関は、計画等を立案しようとするときは、当該計画等に係る意思決定を行う前の適切な時期に、その計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1)当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2)当該計画等の案の概要

(3)当該計画等の案に関連する資料

ア. 根拠法令

イ. 当該計画等の案を附属機関又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）における審議又は検討に付した場合にあっては、当該審議又は検討の概要が分かれる書類

#### [考え方]

☆ 公表される「案」は、計画等の案そのものに限らず、その内容を明確に示すもので差し支えないこととします。また、事案に応じ、いくつかの代替案を同時に示すことが有効であるときは、そのような方法でも差し支えないものとします。

☆ 附属機関等の審議概要については別途会議録が公にされるので、この制度においては意見及び情報を提出するのに参考となる関連部分を添付します。

#### (公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「案等」という。）を原則として、「実施機関」に備え付け、かつウェブページに掲載することにより行うものとする。

2 前項の備え付けは、大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）第1条各項に規定する課及び同規程第2条第1項に規定する出先機関のうち案等の担当課（以下「計画等担当課」という。）で行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、計画等担当課は、必要に応じて住民等へ計画等の案等が周

知されるよう努める。

- 4 なお、複数の方法を活用する場合であって、公表する内容が相当量に及ぶときには、案等の概要及び公表資料全体の入手方法を明確にしておけば、活用する公表方法の全てにおいて公表資料全体を公表する必要はないものとする。

#### [考え方]

- ☆ 公表の方法は、計画等の内容に応じ第1項に定める方法のほか、関係出先機関への資料の備え付け、報道機関への資料提供等効果的な方法をとるよう努めます。
- ☆ 案等については、計画等担当課に設置するとともに、企業団のウェブページにおいての閲覧・入手方法を掲載し、これらのいずれかにより案等を必ず入手できるようにします。

(意見及び情報の提出)

第6条 実施機関は、住民等が計画等の案についての意見及び情報を提出するために必要と判断される時間等を勘案し、原則として30日以上の意見及び情報の提出期間、提出方法及び提出言語の種類、氏名・連絡先等を意見受付の条件とする旨を定め、当該計画等の案等を公表する時に明示しなければならない。

- 2 前項の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等のうちから実施機関が選択して定めるものとする。
- 3 実施機関は、当該計画等の案等についての意見及び情報を提出した個人又は法人の氏名、名称その他個人又は法人の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画案等を公表する時に明示しなければならない。

#### [考え方]

- ☆ あらかじめ大量の意見及び情報の提出が見込まれる場合などは、意見及び情報の提出時にその趣旨を求めることができることとします。なお、趣旨の添付を求める場合は、案等を公表する時に明示することとします。
- ☆ 第1項の提出言語は、日本語を前提とします。提出言語の種類を日本語以外とした場合には、意見及び情報に併せて日本語訳の添付を求めることとします。
- ☆ 意見提出の際には、原則として氏名等を明らかにして意見及び情報を提出することとします。氏名等を公表する場合には、公表する旨をあらかじめ明らかにし、予告がなければ提出された意見及び情報について提出者の氏名等を公表できないこととします。また、公表の予告をした場合でも、意見提出者が氏名等の公表を希望しない場合には、意

見及び情報の提出に際してその旨を付記できることとします。

(意見及び情報の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見及び情報を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等について意思決定を行った場合は、提出された意見及び情報の概要、これらに対する企業団の考え方並びに当該計画等の案を修正したときには、当該修正の内容を公表しなければならない。ただし、大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4条）第8条又は第9条の規定に該当するものを除く。

3 前項の規定による公表は、第5条第1項及び第2項に定める方法により行う。

[考え方]

☆ 本手続は、企業団の情報収集源の拡大と多様化を目的としたものであり、いわゆる住民投票ではないので、案の賛否を問う性格のものではありません。従って、賛否の結論だけを示した意見などに対しては、企業団の考え方を示すことを必ずしも要しないものとします。

☆ 「提出された意見及び情報」の数が多い場合などは、類似の意見及び情報をまとめて公表できるものとします。

☆ 「提出された意見及び情報、これらに対する企業団の考え方」は、第3項に規定する方法により、一定期間公表します。

(意思決定過程の特例)

第8条 附属機関等において、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定された報告、答申等に基づき実施機関が計画等を立案する場合、その他計画等の立案に関し、この要綱に規定する事項について他に特別な定めがある場合は、この要綱の規定は、適用しない。

[考え方]

☆ 企業団では、附属機関等（いわゆる審議会等をいう。）の答申を受けて意思決定をすることがあります。附属機関等が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申を受けて企業団が意思決定を行う場合には、同様の案について手續を繰り返すことは、費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、企業団では改めてこの要綱に定める手續を経ないこととします。

(一覧表の作成)

第9条 企業長は、この要綱による手続を行っている案件の一覧を作成するとともに、危機管理課に備え付け、かつ、企業団のウェブページに掲載して公表するものとする。

2 前項の案件の一覧は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 公表日
- (3) 意見及び情報の提出期限
- (4) 計画等の案等の入手方法及び問い合わせ先

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 19 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。